

令和5年6月2日

国民年金保険料納付状況の案内文書の記載誤りについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、令和5年5月18日に弊社より送付させていただきました国民年金保険料納付状況のご案内に記載誤りがあることが判明しました。

具体的には、令和3年4月分の国民年金保険料を納付できる期限について、「5月31日までに納付をお願いします。」と記載すべきところ、「6月1日までに納付をお願いします。」とご案内しておりました。

つきましては、弊社の案内文書をご覧になって、令和5年6月1日に令和3年4月分の国民年金保険料の納付を申し出されたことにより、同月分の保険料を納付できなかったお客様におかれましては、令和5年6月15日（木）までに弊社又はお近くの年金事務所の国民年金課にご連絡いただきますようお願いいたします。

この度は大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように、再発防止に努めて参ります。

《本件に関するお問い合わせ先》

株式会社アイヴィジット

TEL0570-021-781

東京都豊島区南大塚 2-26-15 南大塚ビル 4F

敬具